

1 基本理念

配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して

誰もが自分らしく伸びやかに生きるためには、一人一人の人権が尊重されることが重要です。

DVは被害者の人権を侵害するものであり、広島市男女共同参画推進条例の基本理念の一つである「男女の人権尊重」に反する行為です。

このため、DVを許さない社会及びDVを受けた被害者が適切な保護・支援を受けることができ、安心して暮らすことのできる社会を目指すことを基本理念とします。

2 基本目標

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などあらゆる場において、DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという理解を進める必要があります。さらに、DV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。こうしたことから、DVやDV防止法などについて、市民に広く啓発するとともに、若年層に対する啓発及び教育に努めます。

また、被害者を発見した場合、警察やDV相談センターに通報や相談を行うよう、市民や医療関係者等に啓発を行い、DVを早期に発見し、被害者に適切な対応が行えるよう取り組みます。

このほか、国の加害者更生に関する調査・研究等の情報収集に努めるとともに、国や広島県と連携しながら、まずは加害者であることを気付かせるための啓発や、更生に向けた医療機関等の受診に関する広報等の取組を推進していきます。

【施策の方向性】

- ア 教育・啓発の推進
- イ 通報や相談窓口に関する情報提供
- ウ 加害者更生に関する取組

(2) 被害者への相談支援の充実

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、DV相談センターの相談支援等を充実するとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、相談員の技術向上や窓口業務に携わる職員の研修などの充実に努めます。

【施策の方向性】

- ア 相談支援の充実
- イ 相談機関相互の連携強化
- ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

(3) 被害者の保護体制の充実

身に危険が迫り、避難が必要な被害者に対し、緊急に安全の確保を行う必要があります。このため、被害者の状況に応じ、意思を尊重した上で迅速な一時保護が行われるよう同行支援等を行うとともに、一時保護につなげるまでの宿泊等を含む緊急時の安全の確保を行います。

また、被害者の保護の観点から被害者の情報管理の徹底を行います。

さらに、保護命令制度の利用についての情報提供や助言、書類作成の援助などを行います。

【施策の方向性】

ア 被害者の安全の確保

イ 保護命令制度への対応

(4) 被害者の自立支援の充実

被害者が安心して社会生活を営むに当たり、安全な住居の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題等、様々な問題に直面します。このため、住宅の確保や就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、相談から経済的にも安定した生活が営めるようになるまで切れ目なく、幅広い支援を行います。

また、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にし、被害者が就業し、経済的に安定した生活を営むことができるよう、就業支援を充実させます。

【施策の方向性】

ア 住宅の確保に向けた支援

イ 就業に向けた支援

ウ 経済的支援等の生活支援

(5) 関係機関との連携の強化

被害者支援には、DV相談センターと福祉事務所、児童相談所、県婦人相談所、警察など、幅広い分野にわたる関係機関との連携が不可欠です。特に、心身に深い傷を負った被害者が、各種支援制度の利用に関する手続を行うことは困難です。このため、広島市DV関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）などを通じて、情報交換や連携協力を進めて、関係機関との連携を強化し、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供を行うとともに、手続の同行支援等による円滑な支援に努めていきます。

さらに、DV相談センター等で支援を受けた被害者からの意見を踏まえ、関係機関とともに支援制度等の充実を検討していきます。

【施策の方向性】

ア DV対策関係機関の連携強化

イ 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化

ウ 支援制度等の充実

3 施策体系

凡例

基本目標

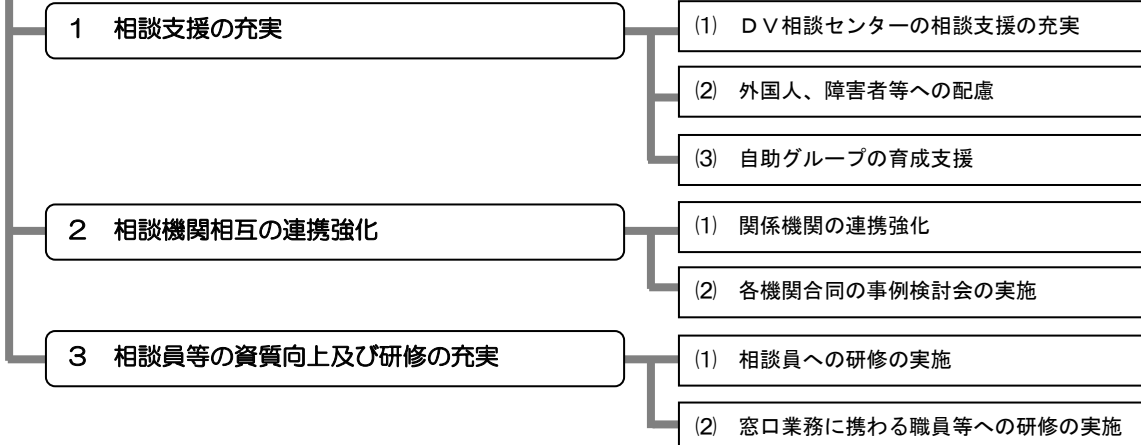
基本施策

具体的施策

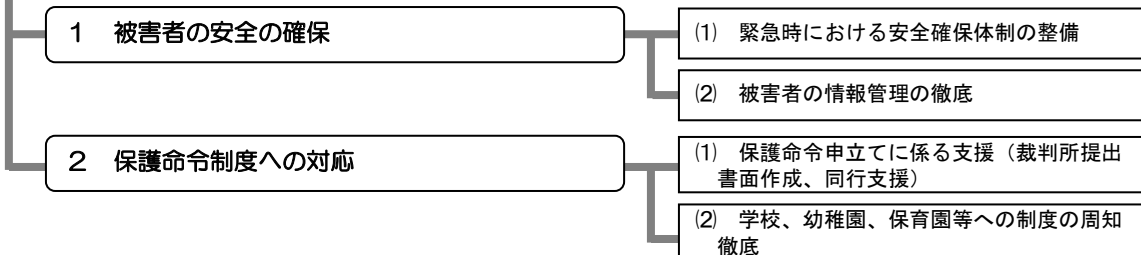
基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成



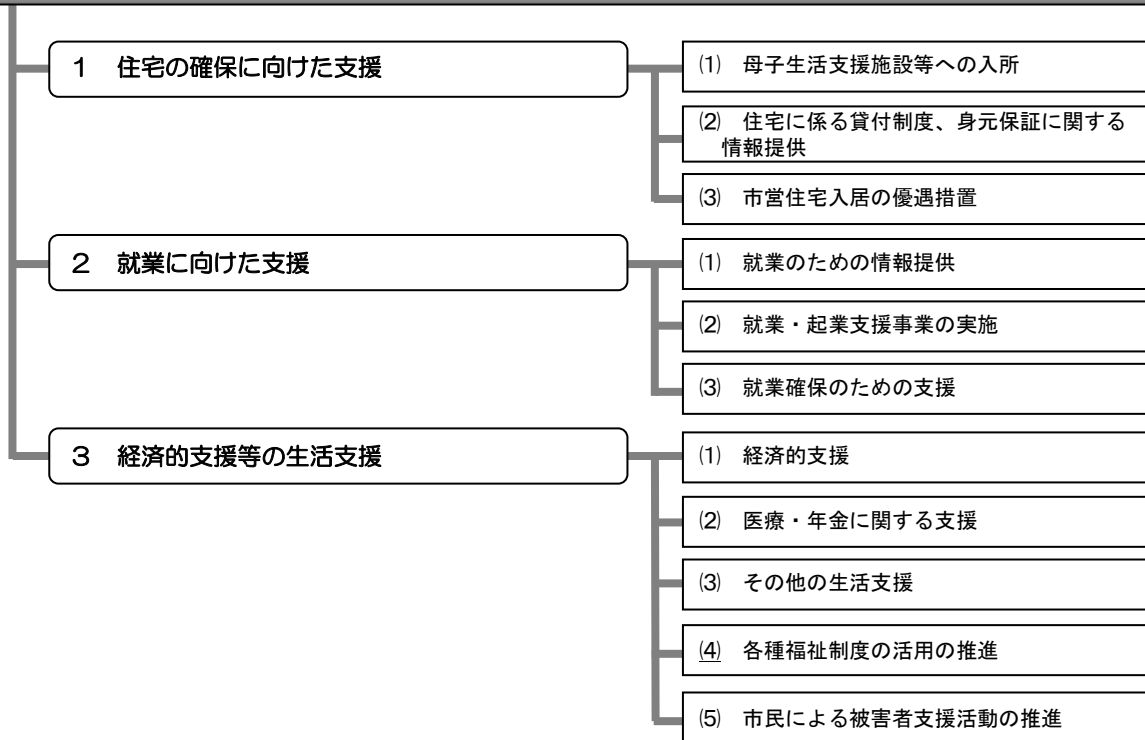
基本目標2 被害者への相談支援の充実



基本目標3 被害者の保護体制の充実



基本目標4 被害者の自立支援の充実



基本目標5 関係機関との連携の強化

